

世田谷区監査委員告示第8号

令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月13日

世田谷区監査委員	萩	原	賢	一
同	中	根	秀	樹
同	山	口	裕	久
同	津	上	仁	志

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 指摘事項

指定管理者として管理運営を行う世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）において、令和元年度、基本協定書上の管理物件以外である登山道の整備が行われ、その整備経費について区の指定管理料が充てられていた。安全確保のための対応とは言え、基本協定書で定める管理物件以外の場所での業務の履行は、指定管理者の業務とは言い難い。

公の施設である世田谷区民健康村の管理運営について、区と指定管理者である株式会社世田谷川場ふるさと公社は、それぞれの役割と責任を明確化し、同公社が適正に業務を遂行できる体制を整備すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

指摘の登山道の整備作業については、区担当者が整備作業を実施する場所が移動教室で使用する登山道であることから、区民健康村敷地内の登山道であると誤って認識していたために生じたものである。

今後はこのようなことが発生しないよう、緊急を要する作業であっても、基本協定書に定める業務内容であるか、管理物件に対する作業であるかを、区及び指定管理者双方で事前によく確認した上で、業務の履行を行うように、区と株式会社世田谷川場ふるさと公社の間で周知徹底を図った。

特定非営利活動法人せたがや子育てネット

1 指摘事項

令和元年度の世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金のうち、2箇所のおでかけひろばにおいて、翌年度以降の修繕等に備える経費に充てるため当該年度の補助対象経費の額を超えて交付されていた。

補助対象経費の額を超えて補助金を交付することは公金の不適切な処理であり、また、世田谷区補助金交付規則及び世田谷区おでかけひろば事業運営費補助要綱（平成19年11月1日19世子家第587号）等に違反するおそれもあり、極めて遺憾である。

担当所管部においては、世田谷区補助金交付規則等の趣旨を再認識し、適正な事務処理に改善すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

おでかけひろば事業運営費補助金の交付について、区は、補助金が補助対象経費を上回った場合において、翌年度以降の修繕等に備える経費に充てるために繰り越すことができるとの誤った認識をし、補助団体へ指示をしていた。

指摘のあった2箇所のおでかけひろばについて、令和元年度に交付した補助金のうち補助対象経費を上回った額は、令和2年度に修繕等の費用として支出したことを確認した。

令和2年度の補助金については、補助対象経費を上回った場合には変更申請書を提出させ、余剰分の戻入処理を行う。

また、令和3年度からは補助金を概算払いとし、年度終了時に精算を行うよう補助要綱の改正を行うとともに、実施団体へは説明会を開き、今後は概算払いとすることを周知した。

今後は、補助金交付事務が適正に行われるよう、所管課において世田谷区補助金交付規則等の趣旨を十分理解するとともに今回の指摘事項及び改善内容等の周知徹底を図った。

株式会社共立

1 指摘事項

指定管理者における会計経理は適正に行われていたにもかかわらず、指定管理者から担当所管部へ提出された令和元年度事業報告書の収支結果の金額は、指定管理者の出納関係帳簿等を基にした額ではなく、令和元年度事業計画書の収支計画と同じ額が記載されていた。また、当該報告書については、担当所管部においても、長年にわたり、特に疑義が生じることもなく、容認している状況にあった。

担当所管部においては、指定管理者制度の趣旨を再確認し、同制度を統括する政策経営部と連携しながら、収支報告のあり方の検討に取り組むこと。

2 指摘事項等に対する措置状況

収支計画書と収支報告書が同額であることについては、所管課として計画書と収支報告書の事業・金額の確認のみを行っていたことに起因するため、今後はこのようなことがないように、課内で周知徹底を図る。

指定管理者には、指定管理業務に係る収支報告について、今回の指摘事項について指導を行った。今後は、提出された収支報告書を精査、分析し、次年度計画に反映させていく。

収支報告のあり方については、制度を統括する担当所管と検討を進めていく。また、収支報告書の確認にあたり、疑義が生じた際には、担当所管に内容の確認を行うなどして、収支報告書の適正な作成指導に努める。